

ナラシ対策とは、米価が下落した際などに収入を補てんする保険的制度です。

1. 対象者

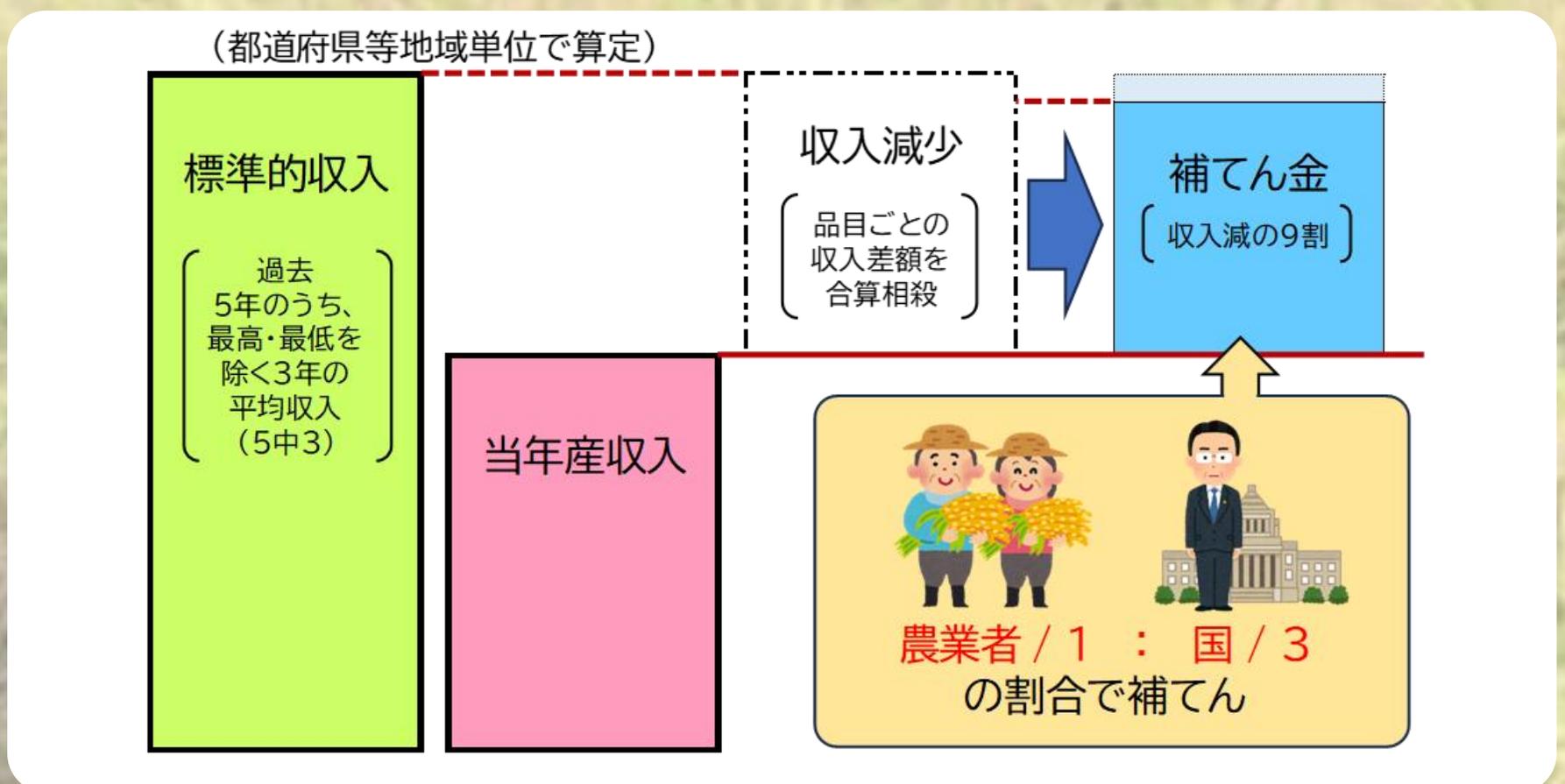
認定農業者、認定新規就農者、集落営農 ※ 規模要件はございません。

2. 対象品目

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

3. 補てん額

当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。



- 農業者は対策加入時に、以下の①又は②のいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を拠出します。
 - ① 標準的収入の10%下落まで対応できるコース
 - ② 標準的収入の20%下落まで対応できるコース
- 国からの交付金は、農業者の積立金の3倍の額が上限です。
- 補てんは、収穫秋後3月までの価格を見て、5～6月頃に支払います。
- 「ナラシ対策」と「収入保険」は、重複して加入できません。